第十二条第六項の表市町村の項第十六号算式の符号中「C_6＝0.029」を「C_6＝0.013」に改め、同号算式の符号αの次に「第１号」を「第２号」に改め、同号算式の符号中「E_{15}＝0.027」を「E_{15}＝0.026」に改め、同号算式の符号E_{17}中「0.031」を「0.030」に改め、同号算式の符号E_{18}中「0.006」を「0.017」に、「0.005」を「0.030」に改め、同号算式の符号中「G_6＝0.007」を「G_6＝0.002」に、「G_{11}＝0.031」を「G_{11}＝0.022」に改め、同号算式の符号L_{17}中「0.027」を「0.026」に改め、同号算式の符号L_{18}中「0.010」を「0.028」に、「0.009」を「0.050」に改め、同号算式の符号K_{20}の次に次のように加える。

K_{21}	ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.005
	イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.005

L_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成21年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額

M_{21}	ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.005
	イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.005

N_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成21年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものに限る。）の額

O_{21}	ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.009
	イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.008

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅰを次のように改める。

算式Ⅰ

$$\frac{\sum_{n=14}^{21}(B_n\times C_n)\times 0.026+\sum_{n=14}^{21}(D_n\times E_n)\times 0.045+\sum_{n=21}^{21}(F_n\times G_n)+\sum_{n=11}^{19}(H_n\times I_n)\times 0.028\times\frac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=11}^{19}(J_n\times K_n)\times 0.092+\sum_{n=11}^{21}(L_n\times M_n)\times 0.010\times 0.75+\sum_{n=11}^{21}(N_n\times O_n)\times 0.010\times 0.50+P\times 0.046+Q\times 0.046+\sum_{n=14}^{21}(R_n\times S_n)\times 2{,}200円\times A}{0.027+\sum_{n=14}^{16}(T_n\times U_n)\times 0.027+\sum_{n=14}^{21}(V_n\times W_n)\times 0.027+\sum_{n=14}^{21}(X_n\times Y_n)\times 0.045+\sum_{n=18}^{21}(Z_n\times AA_n)+\sum_{n=14}^{21}(AB_n\times AC_n)}-0.073\times AD$$

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅰの符号B_n中「平成20年度」を「平成21年度」に、「並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。」を「、平成21年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債のうち定住自立圏推進事業に係るもの並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。」に改め、同号算式Ⅰの符号中「C_{15}＝1.023」を「C_{15}＝1.012」に、「C_{16}＝1.081」を「C_{16}＝1.070」に改め、同号算式Ⅰの符号C_{17}中「0.616」を「0.605」に、「1.198」を「1.174」に改め、同号算式Ⅰの符号C_{18}中「0.233」を「0.663」に、「0.209」を「1.174」に改め、同号算式の符号C_{20}の次に次のように加える。

C_{21}	ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.174
	イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.174

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅰの符号ABを同号算式Ⅰの符号ADとする。

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅰの符号AA_{18}中「0.010」を「0.029」に、「0.009」を「0.051」に改め、同号算式Ⅰの符号AA_{18}、AA_{19}及びAA_{20}を同号算式Ⅰの符号AC_{18}、AC_{19}及びAC_{20}とし、同号算式Ⅰの符号AC_{20}の次に次のように加える。

AC_{21}	ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.008
	イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.007

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅰの符号Z_nを同号算式Ⅰの符号AB_nとする。

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅰの符号Y_{18}中「0.008」を「0.023」に、「0.007」を「0.040」に改め、同号算式Ⅰの符号Y_{18}、Y_{19}及びY_{20}を同号算式Ⅰの符号AA_{18}、AA_{19}及びAA_{20}とし、同号算式Ⅰの符号AA_{20}の次に次のように加える。

AA_{21}	ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.006
	イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.006

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅰの符号X_nを同号算式Ⅰの符号Z_nとする。

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅰの符号W_{14}を同号算式Ⅰの符号Y_{14}とし、同号算式Ⅰの符号中「W_{15}＝0.989」を「Y_{15}＝0.978」に、「W_{16}＝1.045」を「Y_{16}＝1.034」に改め、同号算式Ⅰの符合W_{17}中「0.596」を「0.584」に、「1.157」を「1.134」に改め、同号算式Ⅰの符号W_{17}を同号算式Ⅰの符号Y_{17}とし、同号算式Ⅰの符合W_{18}中「0.225」を「0.640」に、「0.202」を「1.135」に改め、同号算式Ⅰの符号W_{18}、W_{19}及びW_{20}を同号算式Ⅰの符号Y_{18}、Y_{19}及びY_{20}とし、同号算式Ⅰの符号Y_{20}の次に次のように加える。